

令和6年度  
敦賀市予算書

敦 賀 市



# 目 次

第 8 号議案	令和6年度	敦賀市一般会計予算	……………	1 頁
第 9 号議案	令和6年度	敦賀市港湾施設事業特別会計予算	……………	15 頁
第10号議案	令和6年度	敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計予算	……………	19 頁
第11号議案	令和6年度	敦賀市介護保険特別会計予算	……………	29 頁
第12号議案	令和6年度	敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	……………	33 頁
第13号議案	令和6年度	敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	……………	37 頁
第14号議案	令和6年度	市立敦賀病院事業会計予算	……………	41 頁
第15号議案	令和6年度	敦賀市水道事業会計予算	……………	45 頁
第16号議案	令和6年度	敦賀市下水道事業会計予算	……………	49 頁



## 第 8 号 議 案

### 令 和 6 年 度 敦 賀 市 一 般 会 計 予 算

令和 6 年度敦賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

40,287,599 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 市 税		13,099,142
	5 市民税	4,346,011
	10 固定資産税	7,404,707
	15 軽自動車税	244,696
	20 市たばこ税	504,504
	25 鉦 産 税	313
	35 入 湯 税	23,332
	40 都市計画税	575,579
6 地方譲与税		233,047
	5 地方揮発油譲与税	46,300
	10 自動車重量譲与税	145,800
	20 特別とん譲与税	23,000
	25 森林環境譲与税	17,947
9 利子割交付金		3,500
	5 利子割交付金	3,500
12 配当割交付金		60,000
	5 配当割交付金	60,000
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000
17 法人事業税交付金		180,000
	5 法人事業税交付金	180,000
18 地方消費税交付金		1,600,000
	5 地方消費税交付金	1,600,000
21 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	10,000
25 環境性能割交付金		16,000
	5 環境性能割交付金	16,000
27 地方特例交付金		70,000
	5 地方特例交付金	70,000
30 地方交付税		2,300,000
	5 地方交付税	2,300,000
33 交通安全対策特別交付金		6,000
	5 交通安全対策特別交付金	6,000
36 分担金及び負担金		92,752
	5 負 担 金	92,752
39 使用料及び手数料		540,317
	5 使 用 料	471,159

(単位：千円)

款	項	金額
	10 手数料	69,158
42 国庫支出金		5,027,114
	5 国庫負担金	2,336,714
	10 国庫補助金	2,678,863
	15 委託金	11,537
45 県支出金		3,082,732
	5 県負担金	958,254
	10 県補助金	823,196
	15 県交付金	1,277,301
	20 委託金	23,981
48 財産収入		27,857
	5 財産運用収入	27,855
	10 財産売却収入	2
51 寄附金		5,000,001
	5 寄附金	5,000,001
54 繰入金		5,348,883
	5 繰入金	5,348,883
57 繰越金		10
	5 繰越金	10
60 諸収入		1,487,844
	5 延滞金加算金及び過料	7,000
	10 市預金利子	100
	15 貸付金元利収入	402,000
	20 受託事業収入	139,174
	25 雑入	939,570
63 市債		2,072,400
	5 市債	2,072,400
歳入合計		40,287,599



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 議会費		273,003
	5 議会費	273,003
6 総務費		9,039,039
	5 総務管理費	8,529,077
	10 徴税費	329,057
	15 戸籍住民基本台帳費	132,517
	20 選挙費	1,821
	25 統計調査費	10,369
	30 監査委員費	36,198
9 民生費		12,397,320
	5 社会福祉費	6,780,460
	10 児童福祉費	4,993,929
	15 生活保護費	622,931
12 衛生費		4,047,720
	5 保健衛生費	1,884,988
	10 清掃費	2,162,732
15 労働費		126,497
	5 労働諸費	126,497
18 農林水産業費		553,121
	5 農業費	263,145
	10 林業費	110,461
	15 水産業費	179,515
21 商工費		2,595,676
	5 商工費	2,595,676
24 土木費		2,990,232
	5 土木管理費	96,491
	10 道路橋りょう費	828,020
	15 河川費	69,822
	20 港湾費	181,389
	25 都市計画費	1,444,114
	30 住宅費	370,396
27 消防費		1,027,919
	5 消防費	1,027,919
30 教育費		4,898,825
	5 教育総務費	1,456,863
	10 小学校費	647,369
	15 中学校費	374,169



第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防 災 行 政 無 線 改 修 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	2 3 1 , 7 7 8
企 業 人 材 確 保 奨 学 金 返 還 支 援 補 助 金	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	2 , 5 0 0
金 ヶ 崎 周 辺 公 園 等 実 施 設 計 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度	4 1 , 3 0 0
第 2 環 状 道 路 概 略 設 計 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度	5 7 , 6 7 2

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災 害 用 マンホール トイレ 整備事業	千円  14,000	証書借入又は 証券発行  ( 政府資金 ) ( その他 )	4.0 %以内  (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及びそ の他の資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
男 女 共 同 参画センター 改修事業	1,300	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
障 害 者 福祉施設 改修事業	507,900	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
保 育 園  整備事業	18,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
清掃センター 整備事業	千円 581,800	証書借入又は 証券発行  (政府資金 その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及びそ の他の資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
造林事業	9,000	同上	同上	50年以内(うち据 置35年以内)の元利 均等又は元金均等償還 とする。 ただし書同文
漁 港 建設事業	59,200	同上	同上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
金ヶ崎周辺 魅力づくり 事業	72,300	同上	同上	同上
消雪施設 整備事業	42,600	同上	同上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路新設 改良事業	千円  120,400	証書借入又は 証券発行  ( 政府資金 ) ( その他 )	4.0 %以内  (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及びそ の他の資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	20年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
道路長寿 命化事業	32,400	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
河川改良 事業	22,000	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
河川浚渫 推進事業	25,800	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
敦賀港 多目的 クレーン 整備事業	105,000	同 上	同 上	17年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公園整備 事業	千円  6,500	証書借入又は 証券発行  (政府資金) (その他)	4.0%以内  (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及びそ の他の資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
公園改修 事業	20,400	同 上	同 上	同 上
北陸新幹線 整備事業	15,000	同 上	同 上	30年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし書同文
北陸新幹線 関連公共施設等 整備事業	26,300	同 上	同 上	20年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし書同文
市営住宅 改修事業	80,100	同 上	同 上	15年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧ハートフル・スクール解体事業	千円 53,600	証書借入又は証券発行  (政府資金) その他	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	10年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
西公民館建設事業	23,900	同 上	同 上	20年以内(うち据置3年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
プラザ萬象改修事業	21,600	同 上	同 上	同 上
史跡武田耕雲斎等墓活用整備事業	26,700	同 上	同 上	10年以内(うち据置2年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
文化振興課旧分室解体事業	42,100	同 上	同 上	10年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文



起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
運動公園 テニスコート 改修事業	千円  11,000	証書借入又は 証券発行  (政府資金) その他	4.0%以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
林業施設 災害復旧 事業	33,100	同上	同上	同上
臨時財政 対策債	100,000	同上	同上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。  ただし書同文
合 計	2,072,400			



## 第 9 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算

令和 6 年度敦賀市の港湾施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,953 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 使用料及び手数料		19,738
	5 使用料	19,738
9 繰越金		1
	5 繰越金	1
12 諸収入		1,214
	5 市預金利子	1
	10 雑入	1,213
歳入	合計	20,953

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 港湾施設事業費		4,146
	5 管理費	4,146
4 諸支出金		15,137
	5 繰出金	15,137
6 公債費		1,570
	5 公債費	1,570
9 予備費		100
	5 予備費	100
歳 出 合 計		20,953



## 第 10 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計予算

令和 6 年度敦賀市の国民健康保険(事業勘定の部及び施設勘定の部)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,298,338 千円と定める。

2 施設勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,175 千円と定める。

3 事業勘定の部及び施設勘定の部の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 2 項ただし書の規定により、事業勘定の部及び施設勘定の部の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治





## (事業勘定の部)

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 国民健康保険税		1,140,691
	5 国民健康保険税	1,140,691
6 使用料及び手数料		320
	5 手 数 料	320
9 国庫支出金		1
	10 国庫補助金	1
12 県支出金		4,617,921
	5 県負担金	4,617,921
27 繰入金		530,401
	5 他会計繰入金	530,401
30 繰越金		1
	5 繰越金	1
33 諸収入		9,003
	5 延滞金加算金及び過料	6,000
	10 市預金利子	1
	15 雑 入	3,002
歳 入 合 計		6,298,338

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 総務費		126,701
	5 総務管理費	88,863
	10 徴 税 費	37,575
	15 運営協議会費	263
6 保険給付費		4,564,590
	5 療養諸費	3,932,971
	10 高額療養費	611,914
	15 移 送 費	70
	20 出産育児諸費	14,500
	25 葬祭諸費	5,050
	30 傷病手当諸費	85
8 国民健康保険事業費納付金		1,513,197
	5 医療給付費分	1,014,483
	10 後期高齢者支援金等分	381,444
	15 介護納付金分	117,270
24 保健事業費		53,697
	5 特定健康診査等事業費	43,888
	10 保健事業費	9,809
30 諸支出金		40,053
	5 償還金及び還付加算金	10,001
	10 繰 出 金	30,052
33 予 備 費		100
	5 予 備 費	100
歳 出	合 計	6,298,338



## (施設勘定の部)

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 診療収入		5,075
	5 外来収入	5,075
6 使用料及び手数料		3
	5 手 数 料	3
9 繰 入 金		30,052
	5 事業勘定繰入金	30,052
12 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
15 諸 収 入		44
	5 雑 入	44
歳 入 合 計		35,175

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 総務費		28,305
	5 施設管理費	28,305
6 医業費		6,820
	5 医業費	6,820
9 予備費		50
	5 予備費	50
歳 出 合 計		35,175





## 第 11 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市介護保険特別会計予算

令和 6 年度敦賀市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,113,713 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 21 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 保 険 料		1,319,628
	5 介護保険料	1,319,628
6 使用料及び手数料		1
	5 手 数 料	1
9 国庫支出金		1,404,737
	5 国庫負担金	1,030,940
	10 国庫補助金	373,797
12 支払基金交付金		1,598,671
	5 支払基金交付金	1,598,671
15 県支出金		849,026
	5 県負担金	812,979
	15 県補助金	36,047
21 繰 入 金		941,645
	5 一般会計繰入金	941,645
24 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
27 諸 収 入		4
	5 延滞金加算金及び過料	1
	10 市預金利子	1
	15 雑 入	2
歳 入 合 計		6,113,713

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 総務費		137,056
	5 総務管理費	91,956
	10 徴収費	3,915
	15 介護認定審査会費	40,386
	20 趣旨普及費	799
6 保険給付費		5,673,584
	5 介護サービス等諸費	5,249,107
	10 介護予防サービス等諸費	146,150
	15 その他諸費	7,892
	20 高額介護サービス等費	134,089
	25 高額医療合算介護サービス等費	15,440
	30 特定入所者介護サービス等費	120,906
9 地域支援事業費		267,014
	6 介護予防・生活支援サービス事業費	207,065
	8 一般介護予防事業費	19,306
	10 包括的支援事業・任意事業費	39,536
	15 その他諸費	1,107
18 諸支出金		36,059
	5 償還金及び還付加算金	3,000
	10 繰出金	33,059
歳 出	合 計	6,113,713



## 第 12 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,007,839 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治









## 第 13 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 6 年度敦賀市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99,001 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 財産収入		99,000
	5 財産売払収入	99,000
15 繰越金		1
	5 繰越金	1
歳 入 合 計		99,001

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
15 公債費		99,001
	5 公債費	99,001
歳 出	合 計	99,001



## 第 14 号 議 案

### 令和 6 年度市立敦賀病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度市立敦賀病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般 病 床 330床

感 染 症 病 床 2床

(2) 患 者 数

年 間 患 者 数 1 日 平 均 患 者 数

入 院 延 86,505人 237人

外 来 延 167,670人 690人

(3) 主要な建設改良事業

嶺南地域急性期医療体制強化事業 205,386千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益 8,502,781千円

第 1 項 医 業 収 益 7,268,300千円

第 2 項 医 業 外 収 益 1,234,481千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用 9,119,221千円

第 1 項 医 業 費 用 8,902,920千円

第 2 項 医 業 外 費 用 204,262千円

第 3 項 特 別 損 失 11,539千円

第4項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額376,399千円は、過年度分損益勘定留保資金376,399千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	452,432千円
第1項 企業債	113,100千円
第2項 負担金	236,639千円
第3項 補助金	102,692千円
第4項 投資返戻金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	828,831千円
第1項 建設改良費	362,608千円
第2項 企業債償還金	424,223千円
第3項 投資	42,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	千円  113,100	証書借入又は 証券発行  (政府資金) (その他)	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内(うち据置1年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。  ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予定支出額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 4,639,012千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,881,775千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療器械	核医学診断用装置	1式
	医療器械	超音波画像診断装置	1式
	医療器械	内視鏡システム	1式
	医療器械	ナースコールシステム	1式

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治



## 第 15 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度敦賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	31,450戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,130,490 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 給 水 量	25,015 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管路改良事業	393,080千円
昭和浄水場配水設備改良事業	163,244千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,488,296千円
第 1 項 営業収益	1,191,999千円
第 2 項 営業外収益	296,297千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	1,393,783千円
第 1 項 営業費用	1,276,596千円
第 2 項 営業外費用	114,232千円
第 3 項 特別損失	2,655千円
第 4 項 予 備 費	300千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額688,259千円は、建設改良積立金210,000千円、過年度分損益勘定留保資金231,142千円及び当年度分損益勘定留保資金247,117千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	376,686千円
第1項 企業債	228,500千円
第2項 負担区分に基づく負担金	33,406千円
第3項 補助金	98,180千円
第4項 工事負担金	16,600千円

支 出

第1款 資本的支出	1,064,945千円
第1項 建設改良費	664,906千円
第2項 企業債償還金	400,039千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	昭和浄水場 配水設備 改良事業	408,109	令和6年度	163,244
				令和7年度	244,865

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水設備 改良事業	千円  228,500	証書借入又は 証券発行  (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

113,477千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,377千円と定める。

令和6年2月21日 提出

敦賀市長 米澤光治



## 第 16 号 議 案

### 令和 6 年度敦賀市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度敦賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	26,010戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	8,794,320m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	24,094m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
汚水管渠整備事業	587,500千円
松島ポンプ場改築事業	499,000千円
天筒浄化センター改築事業	92,837千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	2,585,174千円
第 1 項 営 業 収 益	1,412,149千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,173,025千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	2,403,878千円
第 1 項 営 業 費 用	2,201,548千円
第 2 項 営 業 外 費 用	197,290千円
第 3 項 特 別 損 失	4,540千円
第 4 項 予 備 費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額827,533千円は、過年度分損益勘定留保資金48,276千円、当年度分損益勘定留保資金749,257千円及び利益剰余金処分量30,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,542,127千円
第1項 企業債	1,002,700千円
第2項 受益者負担金	42,427千円
第3項 補助金	491,000千円
第4項 貸付金償還金	6,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,369,660千円
第1項 建設改良費	1,237,752千円
第2項 企業債償還金	1,125,908千円
第3項 貸付金	6,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
松島ポンプ場 No.2排水ポンプ 更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	823,000
水洗便所改造資金 貸付金利子補給金	令和7年度から 令和11年度まで	285

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設改良事業	千円 722,600	証書借入又は証券発行  (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。
資本費平準化債	190,600	同上	同上	20年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
下水道事業借換債	89,500	同上	同上	20年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
合計	1,002,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

108,042千円

(利益剰余金の処分)

第9条 利益剰余金のうち30,000千円は、次のとおり処分する  
ものと定める。

減債積立金	30,000千円
-------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,007千円と定める。

令和6年2月21日 提出

敦賀市長 米澤光治